

土壌汚染対策法の一部を改正する法律の概要

土壌汚染に関する適切なリスク管理を推進するため、土壌汚染状況調査の強化を図り、都道府県知事が汚染の除去等の措置内容の計画提出を命ぜることとともに、一定の要件を満たす区域における土地の形質変更の届出及び汚染土壌の処理に係る特例制度の創設等の措置を講ずる。

背景

平成21年改正法(22年施行)の施行状況を点検した結果、以下の課題が明らかとなった。

[課題1] 土地の汚染状況の把握が不十分

工場が操業を続けている等の理由により土壌汚染状況調査が猶予されている土地において、土壌汚染状況の把握が不十分であり、地下水汚染の発生や汚染土壌の拡散が懸念。

[課題2] 汚染の除去等の措置に係るリスク管理が不十分

汚染の除去等の措置が必要な区域において、適切な措置が計画・実施されていなくても、是正の機会がなく、リスク管理が不十分。

[課題3] リスクに応じた規制の合理化が必要(※)

臨海部の専ら埋立材等に由来する汚染のある工業専用地域は、健康被害のおそれがないが、大規模な土地の形質変更を行う場合は、その都度、届出・調査が必要。

基準不適合が自然由来等による土壤であっても、区域外に搬出される場合には、汚染土壌処理施設での処理が義務付けられており、工事に支障。

【参考】現行の土壌汚染調査・対策の流れ

調査

- 有害物質使用特定施設の使用の廃止時(操業を続ける場合猶予)
- 大規模な土地の形質変更時 等

汚染あり

区域指定

- ①要措置区域
(汚染の除去等の措置が必要な区域)
→ 都道府県知事が措置を指示
- ②形質変更時要届出区域
(汚染の除去等の措置が必要な区域)
→ 土地の形質変更を行う場合は、その都度、届出が必要

汚染土壌の搬出規制

- ①②の区域内の土壤の搬出の事前届出
- 区域外搬出は汚染土壌処理施設での処理のみ可能

法律の概要

1. 土壌汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大(第3条)

調査が猶予されている土地の形質変更を行う場合(軽易な行為等を除く)には、あらかじめ届出をさせ、都道府県知事は調査を行わせるものとする。

2. 汚染の除去等の措置内容に関する計画提出命令の創設等(第7条)

都道府県知事は、要措置区域内における措置内容に関する計画の提出の命令、措置が技術的基準に適合しない場合の変更命令等を行うこととする。

3. リスクに応じた規制の合理化(第12条、第16条、第18条、第27条の5)

- ①健康被害のおそれがない土地の形質変更は、その施行方法等の方針について予め都道府県知事の確認を受けた場合、工事毎の事前届出に代えて年一回程度の事後届出とする。
- ②基準不適合が自然由来等による土壤は、都道府県知事へ届け出ることにより、同一の地層の自然由来等による基準不適合の土壤がある他の区域への移動も可能とする。

4. その他

土地の形質変更の届出・調査手続の迅速化、施設設置者による土壌汚染状況調査への協力に係る規定の整備等を行う。

※規制改革実施計画(平成27年6月閣議決定)において、平成28年度までに「臨海部の工業専用地域の土地の形質変更及び自然由来物質に係る規制の在り方について、人の健康へのリスクに応じた必要最小限の規制とする観点から検討し、結論を得て、措置する」とされている。